

「重点計画－２００８（案）」に関する
パブリック・コメントの募集について

平成２０年６月１１日
内閣官房ＩＴ担当室

本日、ＩＴ戦略本部が開催され、「重点計画－２００８（案）」を策定するにあたり、広く国民の皆様のご意見を伺うこととなりました。そこで、下記の要領でパブリック・コメントを募集いたします（以下に提示した方法以外で提出された御意見につきましては、誠に申し訳ありませんが、本パブリック・コメントの意見としては、受け付けられない場合があります。）。

皆様から頂きましたご意見については、重点計画の決定にあたっての参考とさせていただきます。また、頂きましたご意見については、整理した上で検討の結果を公表することとしておりますが、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

１．意見募集対象

「重点計画－２００８（案）」（PDF形式）

２．意見募集期限（厳守願います）

平成２０年７月１０日（木）正午必着 ※郵送の場合は同日必着

３．意見送付要領

下記のいずれかの方法で送付して下さい。

なお、電話によるご意見の受付はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
また、WEBフォームの御利用が便利です。

○WEBフォームの場合

次のURLに掲載するフォームにご記入の上[送信]ボタンをクリックしてください。
※文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/juuten2008/pubcom-form.html>

○FAXの場合

FAX番号：０３－３５８１－３９６６ 内閣官房ＩＴ担当室宛

※必ず一枚目に「重点計画－２００８（案）」と題名をわかりやすく記してください。

○郵送の場合

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12 内閣府別館4階
内閣官房 IT 担当室宛

※ 封書の場合は必ず封書表面に「重点計画－2008（案）に関する意見在中」とわかりやすい場所に記して下さい。

4. 意見記入要領

下記の様式よりご記入の上、提出願います。

（記入項目）

件名「重点計画－2008（案）に関する意見」

（必ず明記してください）

1. 個人／団体の別
2. 氏名／団体名
3. 職業
4. 該当分野（下記の該当分野一覧を参照してください）
5. 該当ページ
6. ご意見の概要（ご意見の要旨を必ず80字以内にまとめて記述願います）
7. ご意見（本文）

※ 個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）につきましては、頂いたご意見の趣旨が不明確な場合等に問い合わせをさせていただく可能性があるためご記入いただくものです。今回のご意見募集以外の用途には使用しませんので、差し支えなければ性別、年齢、職業につきましてもご記入をお願いします。

《該当分野一覧》

- (1) 重点計画－2008（案）全般に係る意見
- (2) I 重点計画推進の考え方（全般）
- (3) 1. はじめに
- (4) 2. 基本方針
- (5) II 1. IT 構造改革力の追求（全般）
- (6) 1. 1 IT による医療の構造改革
- (7) 1. 2 IT を駆使した環境配慮型社会
- (8) 1. 3 世界に誇れる安全で安心な社会
- (9) 1. 4 世界一安全な道路交通社会
- (10) 1. 5 世界一便利で効率的な電子行政
- (11) 1. 6 IT 経営の確立による企業の競争力強化

- (12) 1. 7 生涯を通じた豊かな生活
- (13) 2. IT 基盤の整備（全般）
- (14) 2. 1 ユニバーサルデザイン化された IT 社会
- (15) 2. 2 「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・
ディバイドのないインフラの整備
- (16) 2. 3 世界一安心できる IT 社会
- (17) 2. 4 次世代を見据えた人的基盤作り
- (18) 2. 5 世界に通用する高度 IT 人材の育成
- (19) 2. 6 次世代の IT 社会の基盤となる研究開発の推進
- (20) 3. 世界への発信（全般）
- (21) 3. 1 国際競争社会における日本のプレゼンスの向上
- (22) 3. 2 課題解決モデル
- (23) その他

ご意見の概要及び本文については、必ず日本語でご記入ください。また必ず記入項目の6に掲げる概要（80字以内）を忘れずに記入して下さい。

繰り返しになりますが、本要領に即して記載されていない等の場合には、ご意見をお受けできない場合もございますので、ご注意願います。

5. 公開について

- お寄せいただいた御意見は、個人名、連絡先を除き全て公開される可能性がありますので、御承知おき下さい。
- 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれがある場合等には、該当箇所を伏せさせていただきます。